

七ヶ浜町住宅復興支援制度の手続きについて

町内の津波浸水区域外で被災し、罹災判定が全壊・大規模半壊・半壊（撤去）の方で、町内の災害危険区域外に再建される場合、町独自支援の対象となり、「住宅再建補助」を申請いただけます。申請は、再建場所に住所移転後（住民票異動後）の受付となります。なお大規模修繕費補助は平成30年3月31日に申請受付を終了しました。

□制度内容

150万円を上限として、住宅の再建（建設・購入）に関する費用の2分の1を補助

□補助の対象者

町内の津波浸水区域外で被災し、罹災判定が全壊・大規模半壊・半壊（撤去）の方で、町内の災害危険区域外に再建される方（ただし、被災時点の住宅が賃貸住宅である場合を除く）

※東日本大震災以降に行った工事に要する費用が対象となります。

□申請期間

平成33年1月29日まで

□申請に必要な書類

- ・補助金交付申請書（様式1） ※窓口でご案内します。
- ・添付書類
 - 1) 罷災証明書
※半壊の方は罷災証明書の他に解体確認書も必要となります。
 - 2) 建築契約書
 - 3) 領収書
 - 4) 住宅再建の見積書や請求書（明細の分かるもの）
 - 5) 再建後の住居の写真2枚以上
 - 6) 申請者が本人でない場合は、親族関係の分かる書類
 - 7) 認印

□申請手続き

① 事前相談

申請手続きを円滑に進めるために、申請前に事前相談をして下さい。制度の内容や手続きに必要となる書類等についてご案内いたします。

② 補助金交付申請書の提出

補助金の交付申請は、必要書類を添付のうえ、相談窓口である「七ヶ浜町復興推進課」に提出してください。

③ 補助金交付決定通知の発送

町は提出された申請書の内容を確認し、補助対象事業と認めたときは「補助金交付決定通知書（所定様式）」を送付します。

④ 補助金の交付請求

補助金交付決定通知を受理してから10日以内に「補助金支払請求書（所定様式）」を町に提出し、記載された額の補助金の請求を行ってください。

⑤ 補助金の交付

請求があってから概ね2週間以内に指定の金融機関口座に振り込みます。

相談・申請窓口

七ヶ浜町復興推進課（役場庁舎2階）

TEL 022-357-7439